

令和3年度 文化芸術による子供育成総合事業（巡回公演事業） 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等に伴う今後の対応等について（Q&A）

昨年度は大変難しい状況の中、本事業に御理解・御協力いただき誠にありがとうございました。令和3年度の事業開始に伴い、【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等に伴う今後の対応等について（Q&A）】を新たに作成いたしました。「公演の延期可能期間」や「複数回公演について」等、昨年度と回答が異なる箇所が多くございますので、必ずお目通しいただきますようお願いいたします。また、新規採択団体様におかれましても必ず御確認くださいようお願いいたします。

2021/7/7更新

No.	質問	団体 回答
1	団体側が延期や中止を判断してもよいか。また基準はどのように考えればよいか。	最初に実施校の希望が「予定通りに実施」又は「延期後実施」あるいは「中止」なのかのヒアリングをお願いいたします。実施の希望がある場合、双方の状況を確認し、安全性を十分に確保の上で実施できるかどうかを御検討いただいた上で、最終的には実施校の意向に沿って決めていただくようお願いいたします。 なお、検討にあたっては、次のガイドライン等を御参照くださるようお願いいたします。 ■文部科学省ウェブサイト「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」 https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html ■文化庁ウェブサイト「文化施設における感染拡大予防ガイドライン・緊急事態宣言関連等」 https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html#info03 ■被派遣者(出演者、実施団体)の所在地における感染症対策に関するガイドライン ■実施校の所在地における感染症対策に関するガイドライン
2	現在の実施予定日での実施の可否や延期後の日程はいつまでに決めればよいか。	実施校・実施団体間で相談の上、予め設定していただけますようお願いいたします。各実施団体においては、実施校の希望を第一優先としながら、乗車券等の手配や出演者のスケジュールの抑え等との兼ね合いもあることを実施校側へ共有し、いつまでに最終判断をしなければならぬかを御検討の上、実施校側へお伝え願います。なお、「延期後実施」あるいは「中止」については双方からともに申し出があった時点での承認となりますので、事務局への連絡をお忘れなきようお願いいたします。
3	公演の延期はいつまで可能か。	今年度の実施については、令和4年1月31日(月)までを対象実施期間とします。 ※実施校より、令和4年2月1日以降の実施希望があった場合は、まずは団体の対応可否をご判断いただいた上で、まずは事務局へ御相談くださるようお願い申し上げます。 決定後は、「令和3年度文化芸術による子供育成総合事業－巡回公演事業－実施の手引き（制作団体用）」P4の案内に従って変更後の日程の御共有をお願いいたします。
4	中止や延期が決定した場合、どうしたらよいか。	事務局へメールにて連絡くださるようお願いいたします。また、実施校へも都道府県・政令指定都市の各担当部局(別途指定先がある場合は指定先)に、連絡をしていただけるようお願いいたします。 ■中止や延期の場合の対応方法については別途以下URLにも取りまとめています。 https://www.kodomogeijutsu.go.jp/junkai/r3_seisaku.html#s03
5	事態が急転し、実施の直前に公演が中止や延期となった場合、経費の扱いはどうなるのか。	指導謝金・出演料等については、実施実績を支払基準としますので、公演を行わない場合はお支払いすることができません。 旅費や、外部へ発注した機材借損料等のキャンセル費用については、実施へ当たり手配を開始せざるを得ない状況があり、手配をした後に延期又は中止となってしまった場合は、このために生じてしまったキャンセル料、および、延期後の日程に対して発生する経費の計上可否についてを検討させていただきます。手引きを参照の上、事務局宛まで御相談ください。また、できる限りキャンセル費用等の経費が生じないよう、発注時期や内容の調整をお願いいたします。
6	新型コロナウイルス感染症予防について必要な対策の事前相談をしたいが、ワークショップ以外のタイミングで実施校を訪問して打ち合わせ等を行ってよいか。またこの場合、打ち合わせに係る費用の計上は認められるか。	実施校での事前打ち合わせは、原則として、ワークショップ実施時に行ってください。複数回の打ち合わせを要する場合も、電話やビデオ通話等を使用したオンライン上での打ち合わせを御検討くださるようお願いいたします。やむを得ず対面での打ち合わせを行う場合は、出発前に再度状況を確認し、マスクの着用、密閉空間を避けていただくなど、予め実施校と感染症に関する防止対策を御相談の上、打ち合わせ部分については人数を絞ったの対応とする等、最小限の範囲としていただくようお願いいたします。 なお、本公演の実施前にワークショップを行うことができない場合で、別途会場の下見及び打ち合わせを必要とする場合は、原則2名程度としてください。下見に必要な人員が2名以上となる場合には、事前に事務局まで御相談ください。 経費の取り扱いについては次の通りです。 ※原則としてワークショップを実施する場合は、会場下見の経費を別途計上することは認められません。 ※事前のワークショップが行えず、別日に会場の下見のみを行う場合に計上できる経費は、旅費・日当です。 ※事前打ち合わせのための通信料等はお支払いすることができません。
7	現地での先生との打ち合わせや、会場の換気、消毒等を事前に行う必要があり、当初の予定より早く会場入りする必要はあるが、これにより発生した前泊等の経費の計上は認められるか。	当日のスタッフを増員するなどして準備時間の短縮を図る方法等についても御検討いただく等、より効率的で効果的な対応方法を御検討いただけますようお願いいたします。対応について必要な人員数(原則1~2名程度)に係る経費については計上を認めます。 また、前泊等の経費の計上については、必ず事前に事務局まで御相談ください。

		団体
No.	質問	回答
8	消毒液の購入経費の計上は認められるか。	<p>新型コロナウイルス感染症予防に関する消耗品(団体側が使用する数量を含む)の購入費用や借損料等については計上を認めます。</p> <p>備品にあたるものの購入は不可となります。また、安価であっても団体の資産となるものについては借用を御検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、体温計やアクリル板等の計上が認められない経費の詳細については「令和3年度文化芸術による子供育成総合事業－巡回公演事業－実施の手引き(制作団体用)」P14を御参照ください。</p>
9	実施時の密集状態を避けるために、実施を複数回に分けるなどの対応をとってよいか。	<p>出来る限り1公演の費用範囲内で行える対応の御調整をお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、三密(密集・密閉・密接)にならないよう、工夫をお願いいたします。</p> <p>※複数回公演の対応に係る経費の計上については、事業全体の状況等を鑑み判断の上、別途基準をお知らせいたします。対応の可否については、基準を御確認後、各団体様において御判断いただけますようお願いいたします。なお、実施校との御要望との折り合いがつかない等の調整が整わない状況がございましたら、事務局へ御相談ください。</p>
10	実施校において、実施時間の確保が困難な状況がある。ワークショップは必ず実施しなければならないか。また、本公演の時間を短縮しても良いか。	<p>ワークショップについては、本公演当日実施、オンライン通信による指導(録画配信を除く)、事前学習資料の共有(録画配信・配布を含む)、コロナ対応版のプログラムに切り替える等、実施校の状況に合わせて必要に応じた対応をお願いいたします。</p> <p>また、本公演についても、実施校の要望が演目の一部変更等の工夫により解決ができる場合は、文化庁確認後、承認を得た上で変更することが認められます。</p> <p>いずれも御提出いただきました「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策版実施計画書」の内容に記載の範囲で対応の検討をお願いいたします。新たな工夫等が必要となった場合は、都度事務局へ御相談いただけますようお願いいたします。</p>
11	実施校側よりオンラインでの公演やワークショップの指導を求められているが、どのように考えればよいか。	<p>「子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞機会を届けること」を事業主旨としていることから、本公演については、オンライン通信による動画配信のみの実施については認められません。</p> <p>ただし、鑑賞者の密集を避けるための措置として、一部の鑑賞者を対象とした動画配信(同時中継)等による実施が必要な場合は、この限りではありませんので、実施校から相談を受けた場合は、事務局まで御相談ください。(実施例：1学年のみが体育館にて鑑賞、その他の学年はオンライン通信等にて鑑賞等)</p> <p>ワークショップについては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策版実施計画書」に基づく代替対応が認められます。なお、事前教材の配布を代替対応とする場合も、御担当の先生へ丁寧な説明を行う等、工夫をお願いいたします。</p> <p>また、動画配信(同時中継)による指導対応については指導実績とし、指導謝金(主指導者・補助者)の計上を認めます。</p> <p>※通常のワークショップと異なる実施方法にてワークショップを実施した場合、団体様と実施校との認識に相違が生じる可能性がございます。実施後は必ず「ワークショップを実施した」旨を実施校へお伝えいただくようお願いいたします。</p>
12	実施にあたり、被派遣者全員にPCR検査の実施を希望する。PCR検査費の計上は認められるか。	<p>実施校よりPCR検査受験の要請があった場合、要否の判断に当たっては、実施校より都道府県・政令指定都市等本事業の窓口となっている担当部局へ必ず御相談くださるようお願いください。必要と判断された場合には、<u>都道府県・政令指定都市または所管市区町村より、事務局へご連絡いただく事になっておりますので、要請内容を確認の上、必要な手続き等について御案内します。</u></p> <p>受験人数や出発時期は団体様毎に異なりますため、学校と御相談される際は、最新の予定内容を明確に御共有くださるようお願いいたします。</p>